

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年7月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500061号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500005号

第1 結論

昭和49年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和53年3月まで

請求期間の国民年金保険料は、毎月、家族とともに、A町(現在は、B市)の納税組合を通じて納付していた。私が20歳になった時の国民年金の加入手続は父が行い、請求期間のうち、昭和49年*月から昭和50年3月までについては、短期大学在学中であり、父が保険料を納付してくれていたと思うが、卒業後の昭和50年4月から昭和53年3月までについては、私自身が納付していた。

私の父は、昭和50年7月に亡くなるまで、当該納税組合の組合長を務めており、その家族が未納ということは考え難く、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料については、A町の納税組合を通じて納付していたはずであるので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしいとしている。

しかしながら、B市は、請求期間当時のA町では、納税組合により国民年金保険料の集金が行われていたことは間違いないが、納税組合に係る資料は保管されておらず、請求者に係る納付状況等を確認することはできないと回答としている。

また、請求者は、自身が請求期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶はないので、加入手続は請求者の父が行ったと思うとしているが、同人は既に他界しその証言を得ることができないことから、請求期間に係る国民年金の加入手続について具体的な状況が不明である。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、同払出簿によると、婚姻後の姓で、C村(現在は、D市)において昭和59年4月24日に払い出されていることが確認できることから、同記号番号に基づき既に時効となっていた請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらない。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500194号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA学校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月1日から昭和52年3月31日まで

年金記録を確認したところ、請求期間におけるA学校の厚生年金保険被保険者記録がなかった。B県に採用され、常勤講師として勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料の控除が行われていたと思う。

調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B県が提出した請求者に係る職歴証明書により、請求者は請求期間について、臨時職員(常勤)としてA学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年4月1日であり、請求期間に同校が適用事業所であったことは確認できない。

また、B県は、「請求者の請求期間に係る保険料控除については、資料がないため不明であるが、昭和51年4月にB県が発行した給与事務必携によると、当時の臨時職員(常勤)については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。国民年金に加入している者については、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかったと思う。」と陳述しているところ、オンライン記録により、請求者は請求期間に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認でき、C市によると、請求期間に国民健康保険にも加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500033号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500009号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社A(現在は、合同会社A)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年3月1日から昭和49年5月16日まで

株式会社A・B店に昭和47年3月から正社員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和49年5月16日となっており、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。入社当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、株式会社A・B店の加工食品売場において正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとしている。

しかしながら、事業主は、「保存期間経過のため、当時の資料がなく、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している上、請求者が名前を挙げた者を含む24人の同僚に照会し、18人から回答を得たが、請求者を記憶する者を確認できなかったことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である。

また、厚生年金手帳記号番号払出簿における請求者に係る資格取得年月日は昭和49年5月16日であり、オンライン記録及び株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿の記載と一致する上、C企業年金基金は、「請求者に係る厚生年金基金の加入員資格取得日は、昭和49年5月16日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。」と陳述している。

なお、請求者は、自身が株式会社A・B店において正社員として採用されたと主張しているところ、合同会社A及びC企業年金基金は、「正社員の採用はD市の本社で実施していた。また、厚生年金基金の加入員番号の下7桁の最初の数字について、正社員の場合は1又は2の数字が割り当てられるが、請求者の加入員番号(*-9*)では9となっている。以上のことから、請求者は正社員ではなかったものと思われる。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によれば、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していることが確認できる上、E市の国民健康保険の記録によれば、請求者は、請求期間において同市で国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。